議　　題

管財関係部課長会議

議題１　私用車の公務使用許可について（刈谷市提出）

【要旨】本市の自動車等運行管理規定では、私有車の公務使用に関して、第１２条で安全運転管理者の許可を得たうえで認めています。また、第１７条では事故の補償で私有車の任意保険を使用することができるようになっています。

以下の点についてご教示ください。

（１）貴市の私用車の公務使用許可についての規定等決まりがあれば、ご教示下さい。（私用車の公務使用に関する規定等の該当部分を抜粋して記載して下さい。）

（２）公務で運転中に事故が発生した場合、私有車の任意保険を使用することができる運用となっていますか。できる場合、任意保険について契約者は職員本人のみとしていますか。契約者が家族などであり本人でない場合（特約などで補償はされる）、どうされていますか。

（３）私有車の任意保険を使用した場合、保険料の増額分等を市が補填をする運用となっていますか。行っている場合、契約者が家族などであり本人でない場合でも補填していますか。

刈谷市自動車等運行管理規程

第 12 条　公務で使用することができる私有車は、次に掲げる要件を具備しているもので、あらかじめ安全運転管理者の許可を受けているものとする。

（１）　職員又は当該職員と生計を一にする親族が所有する（割賦販売の方法により購入し、所有権が留保され、又はリース契約により借り受けている場合を含む。以下同じ。）もの

（２）　自動車損害賠償責任保険又は自動車損害賠償責任共済の契約が締結され

ているもの

（３） 対人賠償及び対物賠償の保険金の限度額が無制限であって、職員本人が記名被保険者である任意保険の契約が締結されているもの

第 17 条　私有車を公務で運転中事故が発生し、第三者に損害を与え、損害賠償金の支払を要するときは、第 12 条第２号及び第３号に規定する保険（以下「任意保険等」という。）により処理することができるものとする。

２　前項の規定により事故を処理したことに伴い、当該任意保険等に係る保険料が増額する場合は、市は、当該任意保険等の契約者に対し、その増額分に相当する額（当該私有車を修繕するために車両保険を適用したことに伴う保険料の増額分に相当する額を除く。）を補償する。ただし、当該私有車を所有し、又は運転する者に故意又は重大な過失がある場合は、この限りでない。

議題２　土地及び建物の寄附について（刈谷市提出）

【要旨】現在、本市では市民より土地及び建物の寄附の相談があり、採納について検討しているところです。

以下の点についてご教示ください。

（１）貴市で過去に土地及び建物の寄附を採納したことはありますか。

（２）その建物の利活用方法はどのようなものでしょうか。

（例：資料館として利用しているなど）

（３）寄附された建物のうち、劣化等により取り壊した又は取り壊す予定のものはありますか

議題３　行政財産の目的外使用許可期間について（刈谷市提出）

【要旨】本市の財産管理規則における行政財産の目的外使用の許可期間は下記の通りです。公募により、発電のため学校の屋根に設置した太陽光パネルの屋上利用など、現規則上では許可期間が１年の「その他の目的」に当てはまる案件が年々増加しています。このような申請について、申請者が複数年に渡り申請したい場合、毎年申請する必要があり、申請者側の負担かつ許可事務を行う市側の事務負担にもなっていることから、規則の見直しを検討しています。

そこで、貴市の状況を参考にしたく、以下の通りご教示ください。

（１）貴市の財産管理規則などで、行政財産の目的外使用許可の期間について定めている内容をご教示ください。

（２）その他に行政財産の目的外使用許可の事務について、何か工夫していることがありましたら、その内容をご教示ください。

刈谷市財産管理規則　第８条　第２項

２　前項の規定による使用は、次の期間を超えることができない。ただし、必要により更新することができる。

(１)　土地及び土地の定着物を貸し付ける場合　５年

(２)　建物その他の物件を貸し付ける場合

ア　事務所、食堂、売店等を目的として貸し付ける場合　３年

イ　その他の目的として貸し付ける場合　１年

議題４　わかりやすい庁舎案内の工夫（豊田市提出）

【要旨】本市では、３つの庁舎に加え、外国人の来庁も多いことから、わかりやすい案内表示等の検討を進めています。そこで、以下の点について、お聞かせください。

（１）所属の配置など、来庁者が庁舎内で迷わない工夫は行っていますか。
（２）外国人の来庁者に向けたサインの工夫は行っていますか。
（３）デジタルを活用した案内を行っていますか。
（４）組織改編を考慮したサインを採用していますか。
（５）その他、わかりやすい庁舎とするための工夫はありますか。

議題５　本庁舎駐車場の管理運営方法（豊田市提出）

【要旨】本市では、外部団体と委託契約を締結し、管理運営を行っています。機械化、DX 等の進行を見据え、当該業務のあり方について検討を進めるため、現状の運営体制等、以下の点についてお聞かせください。

（１）無人・有人の別（有人の場合は直営・委託等の別）
（２）駐車場ほか、庁舎管理における障がい者の雇用の有無
（３）駐車場や庁舎管理において、コスト、合理性等を踏まえた管理運営にかかる工夫など

議題６　市有地売却の際のトラブル事例（豊田市提出）

【要旨】本市では、低未利用の市有財産を有効活用するため、売却等の取組を積極的に進めています。そこで、これまでの取組において、以下の点についてお聞かせください。

（１）市有地売却における購入者（落札者）とのトラブルの有無・内容
（２）市有地売却を行う際の、物件にかかる事前調査の内容
（地歴調査、地下埋設物調査、土壌汚染調査、地盤調査の有無）
（３）売却困難地（狭小、不整形、無道路、山林等）にかかる活用、保全の取組み

議題７　普通財産（土地）管理のための台帳登録について（安城市提出）

【要旨】当市では、普通財産（土地）を管理するため、地方自治法第 238 条第１項第１号に掲げる不動産（土地）を台帳登録しておりますが、登記簿謄本上にて本市名義の財産はすべて登録しているところです。

そのため、部落持ち財産（村持財産）など名義上で本市所有となっている土地も普通財産として登録しており、実際には地元管理の墓地や土地改良句碑など本市が管理していない土地も含まれ、財産管理上、見直しを検討する必要があるのではと考えています。

そこで、貴市の状況を参考にしたく、下記の点についてご教示ください。

（１）部落持ち財産（村持財産）について、登記簿謄本上、貴市名義となる財産はすべて台帳登録しているか。

（２）（１）で登録している場合、保有財産として公表しているか。

（３）（２）で公表していない場合、保有財産として公表する財産に考え方（基準等）があればご教示ください。

議題８　地元からの土地の寄付について（稲沢市提出）

【要旨】本市では、地元集会所等が立地する個人名義の土地を市に寄付したいという相談が多数寄せられています。市に寄付を希望する理由としては、「個人による土地管理が困難」、「税制面（固定資産税、相続税、贈与税）の負担軽減」、「地元住民の借地料負担軽減」等が挙げられます。寄付後の土地利用については、いずれの地区も、市と地元が無償の公有財産賃貸借契約を結び、引き続き同様の目的で使用していくことを希望しています。

本市は、土地の寄付受理に際しては、現在の利用方法のみならず、市の総合計画、また、各部課の事業計画に基づき、市が長期的に有効活用できる土地であるかを考慮して受理の判断をしています。現状、本市において明確な土地の寄付受理に係る基準は設けておらず案件ごとに対応していますが、公正な判断をするため基準を設けることを検討しています。

そこで、貴市の状況を参考にしたく、下記の点についてご教示ください。

（１）土地の寄付の相談があった際の受理基準を設けているか。

（２）受理基準を設けている場合、基準を定めている要綱等の名称及び内容（寄付を受理するための要件等）。

（３）過去に貴市で地元が管理する集会所等の土地の寄付を受理したことがある場合、具体的な内容及び経緯（支障のない範囲で）。

議題９　建物が建っている土地の売却について（東海市提出）

【要旨】土地を売却する際、本市では不動産鑑定をとり売却額を算定していますが、建物が建っている土地の売却額を算定するときは、①建物を含めた現状有姿で算定、②建物を除却した後の更地の状態で算定、③その他（例、建物解体に要する費用を減額して算定等）どのように算定をしておりますかご教示お願いします。

議題１０　普通財産の土地の交換、譲渡、無償貸付け等について（岩倉市提出）

【要旨】岩倉市では、財産の交換、譲渡、無償貸付け等に関する条例を定めていますが、「普通財産の土地の交換、譲与又は減額譲渡及び無償貸付又は減額貸付」に関する規定がなく、これらの案件はすべて地方自治法第９６条第６項に基づき議会の議決を経ることとしています。現在、この規定を条例で定めるか検討しているところですが、検討するにあたって、他市の実績及び事例も参考にしたいため、下記の点についてご教示ください。

（１）各市での「普通財産の土地の交換、譲与又は減額譲渡及び無償貸付又は減額貸付」の規定を適用した過去３年の実績（貸付は過去３年の間に契約したものに限る。）について教えてください。

（２）土地の交換について、条例の規定以上の金銭差額があった場合に、議会の議決を経て交換しますか。

（３）道路内民地の整理について、どのように対応していますか。

（４）別紙１のような、一画地の民地の中に市有地があり、かつ、この民地の一部が道路などの市有地に入っている土地があることが発覚した場合に、条例を適用して対応していますか。また、条例を適用している場合、市有地及び民地それぞれの土地の評価はどのように算定していますか。

議題１１　公共施設の利活用について（愛西市提出）

【要旨】廃止施設において利活用又は、解体取り壊しを決定する際、どういった手順により方針を決定しているか。貴市の運用についてご教示ください。

（当市）廃止施設について HP 上で利活用について、提案を求め、提案者と協議を行っている。